

## (会計基準)：退職給付会計の改訂は企業にどのような影響を与えるのか？

退職給付会計の改訂に伴い、2014年3月期から未認識数理計算上の差異が連結貸借対照表上に計上される。今回の改訂による影響を避けるために、企業は退職給付の給付減額や運用資産の配分の見直しなどの行動を行う可能性がある。

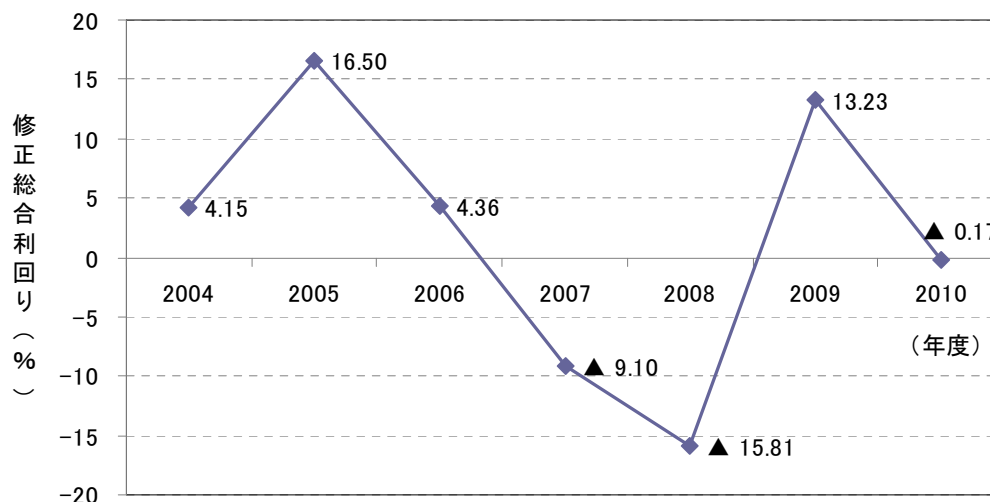
2012年5月17日に企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（これらをまとめて以下、改訂退職給付会計という）が公表され、2014年3月期から適用される。2001年3月期の適用以降、退職給付会計は複数回にわたり改訂されてきたが、今回の改訂は、過去の改訂と比べて変更箇所が非常に多い。主な変更箇所を挙げると以下の通りである。

- (1) 会計基準の統廃合
- (2) 勘定科目の名称の変更
- (3) 退職給付見込額の期間帰属方法の変更
- (4) 予想昇給率の変更
- (5) 割引率の基礎率の変更
- (6) 未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の処理方法の変更
- (7) 複数事業主制度の取り扱いの変更
- (8) 注記の拡充
- (9) 個別財務諸表の注記

新聞等で報じられているように改訂退職給付会計による影響が懸念されているのは、(6)未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の処理方法の変更であり、特に『未認識数理計算上の差異』の項目である。

改訂退職給付会計では、発生した数理計算上の差異を連結貸借対照表上に即時に認識し、かつ過去に発生した数理計算上の差異についても改訂退職給付会計の適用時に同様に連結貸借対照表上で認識することが求められている。いわゆる、『未認識数理計算上の差異のオンバランス化』である<sup>i</sup>。

図表1：確定給付企業年金制度の運用状況



(資料) 企業年金連合会 (2011、135頁) 『企業年金に関する基礎資料』より筆者作成

数理計算上の差異は、退職給付の数理計算における実績値と見積値との相違である。具体的には、①年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、②退職給付債務の数理計算（割引率など）に用いた見積数値（計算基礎率）と実績との差異、③退職給付債務の数理計算に用いた見積数値（計算基礎率）の変更、などにより発生する。

ここ数年、企業年金の運用状況は、お世辞にも好調とは言い難い。図表 1 は、2004 年度から 2010 年度までの確定給付企業年金制度の運用状況（修正利回り）である。2007 年度▲9.10%、2008 年度▲15.81%と大幅なマイナスを記録し、2009 年度は 13.23%に回復したものの、2010 年度には▲0.17%と再びマイナスとなっている。長引く運用難に伴い各企業における数理計算上の差異の発生額は、増加傾向にある。

改訂退職給付会計では未認識数理計算上の差異を、「その他の包括利益」に計上するため、未認識数理計算上のオンバランス化は当期純利益に影響は与えない。しかしながら、改訂退職給付会計の適用時に、未認識数理計算上の差異の合計額が自己資本を上回る場合、オンバランス化の過程で債務超過に陥ってしまう。また未認識数理計算上の差異のオンバランス化により債務超過に陥らなかったとしても、自己資本を大きく毀損する可能性がある。そうした事態を避けるため、企業が今後取りうる行動は大きく分けて二つあると考えられる。

一つは、給付減額である。現状の運用状況では、収益率の上昇による未認識数理計算上の差異の削減は難しい。とすれば、企業は退職給付の給付減額を行うことで、退職給付債務自体を減少させることを選択する可能性が高い。既に三菱重工業や近畿日本ツーリストなどは 2010 年時に給付減額を行っている。2001 年 3 月期に退職給付会計が適用されて以降、多くの企業は代行返上やキャッシュ・バランス制度への移行などを通じて退職給付債務の圧縮を行い、企業財務に与える影響を軽減してきた。その結果、2005 年度の運用好調時（16.50%）には積立超過の企業も見られるようになった<sup>ii</sup>。しかしながら、長引く運用難に伴い、退職給付制度の財政は再び悪化している。改訂退職給付会計の適用をきっかけに、退職給付制度そのものの見直しが再び加速する可能性がある。

もう一つは、年金資産の運用配分の見直しである。具体的には、年金資産の運用をより収益率の変動の少ない債券にシフトする、といった動きが考えられる。株式運用を中心としたハイリスクの運用は、高いリターンを望めるがリスクも高い。そのため、必然的にボラティリティが高くなる。そこで、ローリスク・ローリターンに運用配分をシフトしていくと予想される。海外の研究<sup>iii</sup>では英国の FRS 17 や米国の SFAS158 などによる未認識数理計算上の差異のオンバランス化に伴い、株式から債券への資産運用の変更が見られることが報告されている。日本でも同様の企業行動が生じる可能性はある。

未認識数理計算上の差異は、従来の退職給付会計に注記情報として記載されており、新しい情報ではない。しかしながら、その情報が連結財務諸表の本体へと組み込まれることで、裁量的な行動を引き起こすかもしれない。

（静岡県立大学 経営情報学部 上野 雄史）

- i 個別財務諸表上では従来の退職給付会計と同様の処理が行われる。つまり、未認識数理計算上の差異は平均残存勤務期間内で一定の年数で定期的に償却し、それ以外の部分を未認識（オフバランス）に出来る。
- ii 2005 年度の積み立て状況は、積立不足はピーク時の約 1/3 に、退職給付会計が導入された 2000 年度から半減し、株主資本に対する比率は 1 ケタ台に低下した。2005 年度の積立状況については、岩佐浩人「最近の企業年金動向―年金積立不足の減少と増加するオルタナティブ投資―」『ニッセイ基礎研 REPORT』2006 年 8 月を参照されたい。
- iii Amir, E., Y. Guan and D. Oswald(2010), The effect of pension accounting on corporate pension asset allocation, *Review of Accounting Studies*, Vol.15, No.2, pp.345-366.